

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>調達仕様書 1.4 4.4 本調達範囲の整合性 (基本設計の作成有無)</p> <p>1.4 業務・情報システムの概要 図4「本システムの構成図(想定)」では、調達対象範囲(赤枠)の備考に「本調達の範囲(技術検証及び基本設計のみ)」と記載されています。一方、4.4 設計の項では「請負者は次期AOMIシステムの設計は実施しないものとする」と明記されています。本業務における基本設計の作成有無について、いずれの記載が正であるかご教示ください。基本設計を作成する場合、対象範囲(地図機能のみか/ガバメントクラウド側を含むか)をご教示ください。</p>	<p>本業務においては、技術検証を調達範囲とし、基本設計の実施は含みませんが、基本設計において検討が必要となる事項の整理は想定しています。</p>
2	<p>要件定義書 2.1(2) 技術検証 - プロトタイプ作成の対象機能</p> <p>2.1(2) 技術検証「2. プロトタイプ作成(地図画面の試作)」におけるプロトタイプ構築の対象は、2.1(3) 表12「機能の主な追加・変更点」項番1に列挙される全地図機能(K410調査地点分布図、K420調査密度分布図、K430調査数変化図、K440粒子密度分布図、K450粒子密度変化図、K510一次データ提供、K520二次データ提供、K530データ配信、K540地理情報配信)を網羅的に構築する想定でしょうか。それとも代表機能を選定して構築する想定でしょうか。代表機能の場合は選定基準などございますでしょうか。</p>	<p>プロトタイプ構築の対象は表12に記載の機能全てを網羅的に構築いただく想定です。</p>
3	<p>要件定義書 2.1(2) 技術検証 - プロトタイプ調整回数(最大2回)</p> <p>2.1(2) 技術検証「2. プロトタイプ作成」に「環境省からのフィードバックを踏まえ、必要に応じて最大2回まで調整を行う」との記載があります。「最大2回」はプロトタイプ全体に対する累計2回でしょうか、それとも各機能・各画面ごとに2回の想定でしょうか。</p>	<p>各機能・各画面ごとに2回の想定です。</p>
4	<p>要件定義書 2.1(3) 表12 機能の主な追加・変更点(項番2-7)の検証範囲</p> <p>2.1(3) 表12「機能の主な追加・変更点」のうち、項番1(地図機能の見直し)は本業務の主対象と理解しています。一方、項番2(K320 バックアップ手動運用)、項番3(K171・K241 デスクトップGISによるデータ登録自動化)、項番4-6(K530・K540 環境ジオポータル連携・標準API公開)、項番7(K811 アクセス解析自動化)についても本業務での実装可否検証の対象に含めるべきでしょうか。それとも地図機能(項番1)に絞って検証を行い、項番2-7は令和9年度以降の検討範囲とする想定でしょうか。</p>	<p>項番1だけではなく、すべての項目が実装検証の対象となります。</p>
5	<p>要件定義書 2.5(1) 表21 外部I/F - 既存配信先(EADAS・海しる)の互換性検証</p> <p>2.5(1) データ配信要件において、現在の配信先である環境アセスメントデータベース(EADAS)および海上保安庁「海しる」との互換性を更改後も維持することが求められています。本業務における当該互換性検証では、(1)配信先システム担当者との直接調整(技術仕様確認・接続テスト等)を含むのでしょうか、(2)それとも公開仕様書面のレビュー及びGIS統合基盤側のAPI仕様整理に留めるのでしょうか。</p>	<p>必要に応じて、環境省職員を同報しつつ、配信先システム担当者との直接調整をしていただく可能性もございます。</p>

6	<p>要件定義書 1.6 表11 2.3 河川データ・収集機関項目の対応範囲</p> <p>令和7年度改修業務にて追加された「データ収集機関」「河川データ収集機関」「河川データ項目」について、(1) 1.6 表11 K410-K450(地図機能)の説明文には「海洋プラスチックごみおよび河川ごみのデータ」と記載されており、地図機能側の標準機能適合性検証で河川データを含む可視化(地図表示・凡例・属性表示)も検証対象に含む理解でよいか、(2) 2.3 帳票に関する事項に「河川項目については環境省の別事業にて帳票の作成が予定されているため本事業における対応は不要」とありますが、当該別事業の成果物との整合確認(項目定義の参照・GIS側のデータ受入仕様整理等)が本業務に含まれるか、ご教示ください。</p>	<p>河川データについても検証対象に含みます。</p> <p>帳票に関する記載については、実際にデータベースにデータを登録する際に使う入力フォームである帳票自体の作成については環境省の別事業で対応するという意味であり、帳票との整合確認も本業務の範囲となります。</p>
7	<p>要件定義書 1.6 表11 2.1(3) 表12項番3 3.11(2) デスクトップGIS活用に係る検証要否</p> <p>1.6 表11 K171データ登録・K241補正データの登録、および2.1(3) 表12 項番3に「デスクトップGIS環境を活用し従来のバッチ処理をGIS上のワークフローとして再構成する」と記載されています。さらに3.11(2)クラウドサービス構成にAmazon AppStream 2.0が「デスクトップGISの実行環境として利用」と記載されています。これらデスクトップGIS(ArcGIS Pro)活用に係る技術検証(ローカルでの動作検証/クラウド利用環境(AppStream)での実装可否)は、本業務範囲(調達仕様書 1.4 図3赤枠)に含まれるか、それとも令和9年度以降の検討範囲とするか、ご教示ください。</p>	<p>デスクトップGIS(ArcGIS Pro)活用に係る技術検証(ローカルでの動作検証/クラウド利用環境(AppStream)での実装可否)についても、本業務の範囲となります。</p>
8	<p>要件定義書 2.1(4) 表13 今後の機能追加を踏まえた構成検証</p> <p>2.1(4)に「将来追加する必要がある機能一覧(表13)」(外部DB(EMODnet, NOAA等)連携、データ検証チェック機能、データ補正自動化、Webアンケート機能等17項目)を踏まえた構成とすることが記載されています。本業務において、(1)当該機能の実装可否検証は行わない、(2)ただし令和9年度以降の設計時にこれら機能追加を見据えるための前提整理(GIS統合基盤の制約事項等)は技術検証の中で行う、との理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>表14に記載の機能について本業務で実装は想定していませんが、今後これらの機能を追加する際に制約事項等が発生するのか、発生しないような構築は可能か、ご確認いただきたいという趣旨になります。</p>
9	<p>調達仕様書 4.3 要件定義書改定案の作成範囲</p> <p>4.3 要件定義に「要件定義書の修正案や関連資料の更新案を提示し、主管課及び関係するステークホルダーに提示し、合意形成を図りつつ進めること」と記載されています。改定案の対象範囲は、(1)技術検証で標準機能対応可否が判明した部分(主に2.1機能要件)に限定するのでしょうか、(2)2.2画面・2.3帳票・2.4データ・2.5外部I/F・3.非機能要件等を含めた要件定義書全章にわたる見直しも想定されますでしょうか。</p>	<p>本記載は、技術検証の結果を踏まえて要件定義書を更新するというのではなく、技術検証を実施するにあたって、別紙1の要件定義書の修正が必要であれば、主管課、関係部署と調整の上、修正を行うというものになります。</p>
10	<p>要件定義書 2.1(2) 翌年度実装見積取得支援の作業内容</p> <p>2.1(2) 技術検証の主要作業「5. 翌年度実装見積取得支援(カスタマイズ、標準機能による地図機能実装)」について、想定される具体的作業内容(翌年度発注予定の事業者向け技術説明会への対応・Q&A対応・見積依頼書素案レビュー・引合事業者ヒアリング対応等)、想定する引合事業者数、対応期間(本業務契約期間内に完結するスケジュール感)をご教示ください。また、当該支援が令和9年度設計開発業務の入札公告前か後か(調達仕様書 表1 項番17の落札後・契約期間との関係)もお示しください。</p>	<p>具体的作業内容については基本にご認識の通りで、見積依頼書案等の作成、見積依頼業者への説明、質疑対応、見積比較・分析、環境省側との意見交換となります。事業者数、対応期間、入札公告時期については現時点では未定です。</p>

11	<p>要件定義書 2.2 画面検証範囲の解釈</p> <p>2.2 画面に関する事項に「画面に関する検討は今回の請負範囲には含まれない。本章では参考情報としての記載にとどめる」と明記されている一方、技術検証ではプロトタイプによる画面の実装可否確認(画面イメージ提示・操作性検証)を行うことが2.1(2)で求められています。標準機能で再現する場合の画面の見た目・操作性確認(現行AOMIとの差分整理、表14画面一覧との対応整理)については、本業務に含むという理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>GIS統合基盤の標準機能で実装する場合の技術的な実装検証を本業務の範囲としており、ガバメントクラウド上に構築する新たな画面の設計については検討の範囲外となります。</p>
12	<p>要件定義書 3.1(2) 3.1(3) ユーザビリティ・アクセシビリティ要件の検証範囲</p> <p>3.1(2) ユーザビリティ要件 表23(項番20: 英語版表記対応)、3.1(3) アクセシビリティ要件 表24(JIS X 8341-3:2016 適合レベルAA準拠)について、(1)GIS統合基盤(ArcGIS Managed Cloud Service)の標準機能側で担保されるものとして本業務では検証対象外、(2)標準機能で対応する範囲のみ本業務で確認(独自UI部分は対象外)、(3)独自UI開発も含めた全体検証、のいずれを想定しているかご教示ください。</p>	<p>(3) 独自UI開発も含めた全体検証を想定しております。</p>
13	<p>要件定義書 3.13 プロトタイプ動作検証の証跡取得粒度</p> <p>3.13 テストに関する事項に「本業務では…テストは実施しない」と記載されています。一方、2.1(2)技術検証ではプロトタイプの動作確認が求められています。プロトタイプ動作検証における証跡(画面キャプチャ・操作確認結果記録・テスト項目表等)の取得・整理は本業務に含むという理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>プロトタイプの動作検証における証跡の取得・整理は本業務の範囲となります。</p>
14	<p>調達仕様書 2.4 表2 GIS統合基盤ライセンスの利用範囲</p> <p>2.4 表2 環境省が調達するソフトウェア・サービス一覧に、ArcGIS Enterprise Creator 1ユーザー、ArcGIS Developer Bundle 1サブスクリプションが記載されています。複数の作業員で同時並行的に検証作業を進める場合や複数の作業員から接続する場合、当該1ユーザーアカウントの共有利用は許容されるでしょうか。許容されない場合、追加ライセンスは環境省側で提供いただけるか、それとも受託者が別途調達(費用負担)する必要があるかご教示ください。あわせて、2.4 表2記載のライセンスのみで本業務遂行に必要な権限・機能を満たすか、追加製品(例: ArcGIS Online のサブスクリプション)が必要となるケースの有無もお示しください。</p>	<p>請負者にGIS統合基盤ライセンスやその他追加製品を別途調達いただくことは想定しておりません。</p>
15	<p>要件定義書 3.3 検証用データの提供形態</p> <p>3.3 システム規模に関する事項に、海洋ごみ調査データ約27,000件(約3.9GB)、補正データ約23,000件(約7.2GB)が記載されています。技術検証(プロトタイプ構築・動作確認)で利用するデータについて、(1)現行AOMIの実データを利用するのか、(2)件数を絞った疑似データを請負者側で作成するのか、(3)実データを提供される場合、提供方法(エクスポート、API経由等)・タイミング・利用上の制約・データ加工(マスキング等)の要否、(4)疑似データ作成の場合の作成範囲(全項目13+194+203+8項目を網羅するか/代表項目のみか)、をご教示ください。</p>	<p>業務開始後に調整させていただく予定で、現時点では未定です。</p>
16	<p>調達仕様書 4.2(3) 4.8 会議体の頻度・参加者・対面要否</p> <p>4.2(3) プロジェクト管理「2. 作業進捗の報告等」に「月2回程度の報告」、4.8 定例会等の実施に「業務実施計画に基づき、定例会を実施し、業務の進捗状況を報告」と記載されています。これに関し、(1)月2回の進捗報告と4.8の定例会の関係(同一/別)、(2)この他に想定される会議体(キックオフ会議、主要成果物のレビュー会、PMO事前協議、引継ぎ会議等)の頻度、(3)想定参加者(主管課のみ/環境省PMO同席/他請負者(令和8年度運用保守事業者・データ収集事業者)同席等)、(4)対面/オンライン要否の想定について、現時点の想定をご教示ください。</p>	<p>プロジェクト管理実施の報告については月に2回、全般の報告を行う定例会については月に1回開催を想定しており、これらは別の会議となりますが、プロジェクト管理実施の報告会の月に2回のうち片方は、定例会と同時開催して効率化を図ることも考えられます。これらの会議は基本的に主管課の参加を予定していますが、議題内容に応じてPMOや他業務の請負者の同席の可能性もあります。基本的にオンラインでの実施を想定しています。</p>